

4月1日(水)から 障害福祉サービスなどの変更

困 障害福祉課

障害者総合支援法・児童福祉法の一部変更
支給決定 指定を受けた特定相談支援事業者などが作成するサービス等利用計画案または障害児支援利用計画案などを勘案して、障害福祉サービスなどの支給を決定。

就労継続支援B型事業の利用

利用対象者の経過措置が切れて、次のいずれかの要件を満たないと利用できません。
① 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されるのが困難となった人

就労移行支援事業の利用

(暫定支給決定の利用を含む)
② 就労移行支援事業を利用した結果、本事業の利用が適当と判断された人
③ ①②に該当せず50歳に達している人、または障害基礎年金1級受給の人

障害福祉サービスなどの報酬改定

福祉介護職員の処遇改善など
■相談支援体制の充実
■相談支援事業所の拡充(新設)

【新設】相談支援センターあすなろ(社会福祉法人あすなろ福祉

平成26年度彦根市水道事業事業評価報告書の公表

困 上下水道総務課

水道事業は、平成16年度に「彦根市水道事業中期経営計画」、同22年度に「彦根市水道事業第2期中期経営計画」をそれぞれ策定し、これに基づいて健全な経営を持続できるような取り組みをしています。この計画の取り組みの一つとして、公募委員や有識者で構成する「彦根市水道事業評価委員会」を設置し、事業評価制度を行っています。この事業評価制度は、水道事業を彦根市の外部から評価し、その結果を公営企業としての経営に生かすためのものです。

平成26年度中に、合計6回の委員会を開催し、同25年度事業の評価結果を「平成26年度 彦根市水道事業 事業評価報告書」にまとめました。

この評価報告書は、情報公開コーナー(市役所1階)や、上下水道部の窓口(市民会館1階)、彦根市ホームページで閲覧できます。

問い合わせ先 困上下水道総務課 ☎22・8477番、FAX22・4054番

会)【既設】ステップアップ21(基幹相談支援センター)、地域生活支援センターまな、彦根学園相談支援事業所、相談支援センターあおい、かいせ察相談支援事業所、ほほ相談室

重度障害のある人の地域生活の支援の充実

重症心身障害者通園施設運営費補助 支援員特別配置等経費の拡充(特に濃厚な医療的ケアが必要な利用者への支援)

在宅重度障害者等支援

障害児対応看護師配置加算(要医療の障害児の放課後や長期休暇中の活動(過越し)場所を確保するため、一定の条件を満たす放課後等デイサービス事業所に対し報酬加算を行うもの)を追加

日常生活用具給付等事業の用具の追加

音声血圧計【対象者】視覚障害2級以上の身体障害児・者(視覚障害児・者のみの世帯およびこれに準ずる世帯)であって、常時血圧の測定が必要と認められる人

地上デジタル波対応ラジオ【対象者】

視覚障害2級以上の身体障害児・者(視覚障害児・者のみの世帯およびこれに準ずる世帯)である場合に限り

障害福祉職場人材確保・定着事業の新設(平成27年度に限る)

彦根駅東土地区画整理事業の変更計画

彦根駅東土地区画整理事業について、施行区域の変更により事業計画を次のとおり縦覧します。

困 市街地整備課

この変更に関する場合は意見書を提出することができます。
縦覧期間 4月2日(木)～同15日(水)
縦覧場所 困市街地整備課(市役所2階)

意見書提出期間

4月16日(木)～同30日(木)
提出先 困土木交通部都市計画課

困 市街地整備課

困市街地整備課 ☎30・6126番、FAX24・5211番

食事代の改定

困 荒神山自然の家

昨今の物価上昇などにより、4月から食事代を改定します。利用者の皆さんには、ご負担をおかけすることになります。が、ご理解をお願いいたします。

問い合わせ先 困荒神山自然の家 ☎28・1871番、FAX28・1872番

安心して就学するための 就学援助制度

困 学校教育課

経済的な理由により、子どもの就学に必要な経費を負担することが困難な保護者に、学用品費、学校給食費などの一部を援助します。

対象

彦根市に住民登録があり、小・中学校に在学する子どもがいる人で、次のいずれかに該当する人
▼市民税が非課税または減免を受けている人
▼児童扶養手当(児童手当)ではないが、受給している人
▼生活保護が停止または廃止になった人
▼困教育委員会が就学援助費の受給が必要と認める人

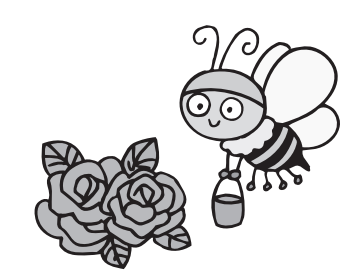
給付内容

学用品費、学校給食費、修学旅行費など
▼困教育委員会(市民会館2階)にある所定の申請書に必要事項を書いて、子どもが在学している学校に提出してください。

問い合わせ先

困障害福祉課 ☎27・9981番、FAX26・1767番

給付内容 学用品費、学校給食費、修学旅行費など
▼困教育委員会(市民会館2階)にある所定の申請書に必要事項を書いて、子どもが在学している学校に提出してください。
※平成27年1月1日現在の住所が他市町村の場合は、所得を証明する書類(平成27年度課税証明書などで前年度の所得が記載されているもの)の添付が必要です。
※申請は、年度途中でも受け付けますが、援助は認定日以降の月額になります。
※申請日学校に申請書を提出した日(その月の16日から月の末日までの間)にあったときは、翌月からの給付になります。



意見公募手続制度 結果のお知らせ

Table with 2 columns: Item and Count. Items include '意見の件数' (1), '案の修正を行うもの' (0), '案の修正を行わないもの' (1).

Table with 2 columns: Item and Count. Items include '意見の件数' (0), '問い合わせ先' (困子育て支援課 ☎23-9597, FAX26-1768).

いた私が、日本に来てから知らない間に人に頼らなければならないようになりました。人に頼ることが本当に大変だと分かりました。

人に迷惑をかけずに自分の力で何とかすると思っても、1人で解決できない問題にぶつかり、結局誰かの助けが必要になる時があります。そんなことが繰り返されると、どんどんストレスを感じてしまいます。「大人のつもりなのに、まるで子どものようだ」「私はただの邪魔者だ…」と思ったりする時期がありました。ブラジルでの私の自立した姿を周囲に見せることができなくて悔しい気持ちもあります。きっと私と同じように自立性がなくなったと感じたり、生活のリズムが大きく変わったりして「母国にいるときの自分」と「外国にいるときの自分」のギャップで悩む人がいることでしょう。

もちろん、日本に来て辛い思いや悲しい思いばかりだったわけではありません。すてきな出会いがたくさんあって、大好きな日本の文化に触れる機会が多くなりました。「日本の文化や日本人についてもっと学びたい!」と単純に思った私は、この1年間で自分のことについてもいろいろ発見できました。

日本での2年目を迎えますが、少しでも自立したナターリヤの姿を見せたいと思います。こんな私のことを応援していただけたらうれしいです。

【彦根市国際交流員 ナターリヤ】

ナターリヤの部屋

第10回 海の向こう側にいるもう1人の私

昨年の桜が満開になる頃、私はブラジルから来日しました。彦根ではいろいろな思い出を作ることができていて、とても貴重な時間を過ごせています。

この1年間は毎日がチャレンジであり、時間が早く過ぎ去ったという感覚は全くありません。その日常生活のチャレンジの中で、私にとって外国である彦根に住んで特に困ったことがあります。それは、自分の自立性が失われたと感じることです。

ブラジルにいた時は1人でしていたことで、日本に来てからは誰かの助けがないとできないことがいくつもありました。銀行口座の開設、携帯電話の契約、市役所の手続きや、病院での受診など、こんなに難しいものなんだと初めて感じました。

また、手助けがなくてもスムーズに済むと思った買い物でも、パッケージに書いてあることを読み間違えて、必要のない商品を買ったこともあり。母国では家族や友達などの手伝いをして

